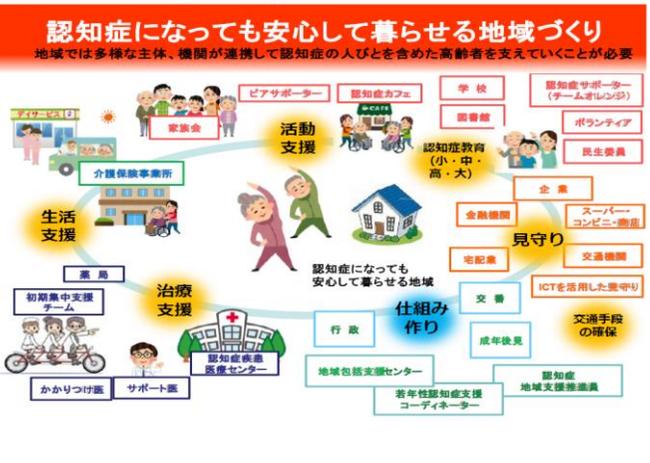


三重県認知症施策推進計画（最終案） 第2回高齢者福祉専門分科会時点の中間案からの修正点

項番	最終案 該当頁	最終案	中間案	意見発信元
1	第4章 具体的な取組 1 認知症の人に関する県民の理解の増進等 P20 （上から1番目の○）	○学習指導要領では、家庭科で、系統的に「高齢者の生活と福祉」について指導することや、専門学科において開設される福祉科で、「認知症の理解」について指導することが示されています。また、小中学校を中心にキッズサポーター養成講座を開講しています。	○学習指導要領では、家庭科で、系統的に「高齢者の生活と福祉」について指導することや、専門学科において開設される福祉科で、「認知症の理解」について指導することが示されています。また、小中学校を中心にキッズサポーター養成講座を開講したり、認知症に関する作文コンクールを実施しています。	市町
2	第4章 具体的な取組 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 P31 （上から6番目の○）	○災害時には、環境の変化から、行動・心理症状（BPSD）の悪化や家族の心理的負担の増加等が懸念されます。認知症の人の避難や避難所での生活において、被災地域の医療救護班等と連携して、三重DPAT（災害派遣精神医療チーム）による精神科医療及び精神保健活動を行います。	(新規)	関係機関
3	第4章 具体的な取組 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進 P36	○ 図4-3 安心して暮らせる地域づくり かかりつけ歯科医、精神科病院を図に記載しました。 図4-3 安心して暮らせる地域づくり 	(旧) 図4-3 安心して暮らせる地域づくり 	関係機関

4	<p>第4章 具体的な取組 4 認知症の人の意思決定支の支援及び権利利益の保護 P47 (上から2つ目の○)</p>	<p>○ 認知症の人が最期まで自分らしく尊厳をもって生きられるよう、人生の最終段階において提供される医療やケアおよび、自分が何を大切にして、どのように生きていきたいのかについて、アドバンス・ケア・プランニング (ACP) の概念を盛り込んだ普及啓発および医療・介護の現場における人材育成と普及を図ります。</p>	<p>(新規)</p>	<p>分科会</p>
5	<p>第4章 具体的な取組 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 P54 (上から5つ目の○)</p>	<p>○ 口腔機能が低下している高齢者等に対する口腔ケアや歯科治療が適切に実施されるよう、<u>認知症も含めた</u>専門的な知識や技術を持つ歯科医療関係者の育成を行います。また、在宅で適切に口腔ケアや歯科治療を受けることができるよう、地域口腔ケアステーションにおいて医療、介護関係者と連携した在宅歯科保健医療を提供します。</p>	<p>○ 口腔機能が低下している高齢者等に対する口腔ケアや歯科治療が適切に実施されるよう、専門的な知識や技術を持つ歯科医療関係者の育成を行います。また、在宅で適切に口腔ケアや歯科治療を受けることができるよう、地域口腔ケアステーションにおいて医療、介護関係者と連携した在宅歯科保健医療を提供します</p>	<p>関係機関</p>
6	<p>第4章 具体的な取組 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 P56 (上から3つ目の○) (上から5つ目) P71 (上から6つ目)</p>	<p>○ 早期の気づきと対応に向けて、かかりつけ医や<u>かかりつけ歯科医</u>、認知症初期集中支援チーム等の体制を整備するとともに、かかりつけ医や地域包括支援センター等と、認知症疾患医療センターを含む専門医療機関の連携をさらに強化する必要があります。</p> <p>○ 独居など認知症の人を取り巻く課題を踏まえ、<u>かかりつけ医やかかりつけ歯科医</u>、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療セ</p>	<p>○ 早期の気づきと対応に向けて、かかりつけ医や認知症初期集中支援チーム等の体制を整備するとともに、かかりつけ医や地域包括支援センター等と、認知症疾患医療センターを含む専門医療機関の連携をさらに強化する必要があります。</p> <p>○ 独居など認知症の人を取り巻く課題を踏まえ、<u>かかりつけ医</u>、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センターを含む専</p>	<p>関係機関</p>

		<p>ンターを含む専門医療機関等について、地域の実情に応じた機能や、連携の強化を図れるようさらなる体制の整備に取り組みます。</p> <p>○ 早期の気づきと対応に向けて、かかりつけ医やかかりつけ歯科医、認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センターと、認知症疾患医療センターを含む専門医療機関の連携を強化します。</p>	<p>門医療機関等について、地域の実情に応じた機能や、連携の強化を図れるようさらなる体制の整備に取り組みます。</p> <p>○ 早期の気づきと対応に向けて、かかりつけ医や認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センターと、認知症疾患医療センターを含む専門医療機関の連携を強化します。</p>	
7	<p>第4章 具体的な取組 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等 P56 (上から6つ目の○) P57 (上から1つ目の○)</p>	<p>○ 認知症初期集中支援チームの継続的な設置及び円滑な訪問支援活動を促進するため、資質向上に向けた研修受講とチーム員の育成を引き続き支援します。また、好事例の情報提供や情報交換の場を設けて体制整備を支援します。</p> <p>○ 認知症地域支援推進員が、地域の支援機関間の連携づくりや、認知症ケアパス」の作成・更新・活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施、認知症の人や家族への相談等の対応が円滑に行えるよう、好事例の情報提供や意見交換の場を設置し、活動が推進されるよう支援します。</p>	<p>○ 認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員の活動が円滑に進むよう、先進事例の情報提供や情報交換の場を設ける等の支援を行うとともに、各市町のチームおよび推進員の育成を支援します。</p>	分科会
8	<p>第4章 具体的な取組 4 相談体制の整備等 P64 (上から6つ目の○)</p>	<p>○ 地域のかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者及び認知症サポート医養成研修修了者の名簿を県ホームページ等で公開し、認知症に関する相談ができる医師の周知を図ります。また、<u>歯科医師認知症対応力向上研修修了者</u></p>	<p>○ 地域のかかりつけ医認知症対応力向上研修修了者及び認知症サポート医養成研修修了者の名簿を県ホームページ等で公開し、認知症に関する相談ができる医師の周知を図ります。</p>	関係機関

		<u>の名簿を県ホームページ等で公開し、認知症に関する相談ができる歯科医師の周知を図ります。</u>		
9	第4章 具体的な取組 7 認知症の予防等 P69 (上から4つ目の○)	○ 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることから、介護予防の取組である地域における高齢者の通いの場の拡充を支援するとともに、認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に整備されている <u>老人クラブ</u> をはじめとする社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。	○ 運動不足の改善、糖尿病や高血圧症等の生活習慣病の予防、社会参加による社会的孤立の解消や役割の保持等が、認知症の発症を遅らせることができる可能性が示唆されていることから、介護予防の取組である地域における高齢者の通いの場の拡充を支援するとともに、認知症の人のみならず一般住民や高齢者全般を対象に整備されている社会参加活動・学習等の活動の場も活用し、認知症予防に資する可能性のある活動を推進します。	分科会
10	第4章 具体的な取組 7 認知症の予防等 P70 (上から6つ目の○)	○ 認知機能低下のある人をはじめ、認知症の早期診断・早期支援のためには、地域の関係機関の日頃からの有機的な連携が必要です。 <u>認知症初期集中支援チーム</u> 、 <u>地域包括支援センター</u> 、かかりつけ医等は、関係機関のネットワークの中で、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いのある人に早期に気づいて適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等の希望に応じた適切な支援を行い、地域で暮らし続けられるよう体制づくりを進めます。	○ 認知機能低下のある人をはじめ、認知症の早期診断・早期支援のためには、地域の関係機関の日頃からの有機的な連携が必要です。地域包括支援センター、かかりつけ医等は、関係機関のネットワークの中で、認知症疾患医療センター等の専門機関と連携し、認知症の疑いのある人に早期に気づいて適切に対応するとともに、認知症と診断された後の本人・家族等の希望に応じた適切な支援を行い、地域で暮らし続けられるよう体制づくりを進めます。	分科会

11	<p>第4章 具体的な取組 7 認知症の予防等 P71 (上から5つ目の○)</p>	<p>○ 認知症疾患医療センターが、地域の認知症にする医療提供体制の中核として、かかりつけ医や認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源が有効に活用されるよう、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化し、ネットワークづくりを進めるとともに、県民に対しても、認知症疾患医療センターについて幅広く周知を行います。</p>	<p>○ 認知症疾患医療センターが、地域の認知症にする医療提供体制の中核として、かかりつけ医や地域包括支援センター等の関係機関と連携し、地域の介護・医療資源が有効に活用されるよう、関係機関間の調整・助言・支援の機能を強化し、ネットワークづくりを進めるとともに、県民に対しても、認知症疾患医療センターについて幅広く周知を行います。</p>	分科会
12	<p>第4章 具体的な取組 7 認知症の予防等 P71 (上から6つ目の○) P72 (上から1～2つ目の○)</p>	<p>○ 早期の気づきと対応に向けて、かかりつけ医や認知症初期集中支援チーム、地域包括支援センターと、認知症疾患医療センターを含む専門医療機関の連携を強化します。</p> <p>○ 認知症初期集中支援チームの継続的な設置及び円滑な訪問支援活動を促進するため、資質向上に向けた研修受講とチーム員の育成を引き続き支援します。また、好事例の情報提供や情報交換の場を設けて体制整備を支援します。(再掲)</p> <p>○ 認知症地域支援推進員が、地域の支援機関間の連携づくりや、「認知症ケアパス」の作成・更新・活用の促進、認知症カフェを活用した取組の実施、認知症の人や家族への相談等の対応が円滑に行えるよう、好事例の情報提供や意見交換の場を設置し、活動が推進されるよう支援します。(再掲)</p>	<p>○ 早期の気づきと対応に向けて、かかりつけ医や地域包括支援センターと、認知症疾患医療センターを含む専門医療機関の連携を強化します。</p> <p>○ 認知症初期集中支援チームおよび認知症地域支援推進員の活動が円滑に進むよう、先進事例の情報提供や情報交換の場を設ける等の支援を行うとともに、各市町のチームおよび推進員の育成を支援します。</p>	分科会

13	参考資料 用語解説 P87	○ 介護支援専門員（ケアマネジャー） 要介護等の認定を受けた方や家族からの相談を受けて、介護サービス計画（ケアプラン）を作成し、市町村やサービス事業者との連絡、調整等を行う専門職。	○ ケアマネジャー「介護支援専門員」参照。	関係 機関
14	参考資料 用語解説 P87	○ かかりつけ歯科医 歯の治療、歯に関する相談、定期歯科検診等、歯と口腔の健康づくりを日常的にサポートする身近な歯科医師、歯科医療機関のこと。	(新規)	関係 機関
15	参考資料 用語解説 P96	○ 三重DPAT 大規模災害が発生した場合、被災地において、被災した精神科病院や精神科クリニックの患者への対応や、被災者および支援者へのこころのケア等を行う、医師、看護師、臨床心理士等の多職種で構成された専門チーム。	(新規)	関係 機関

三重県認知症施策推進計画（最終案） 第2回高齢者福祉専門分科会時点の中間案からの修正点

意見発信元：分科会

項番	該当箇所	最終案		中間案	
15	第5章 計画の目標指標 P69	【重点目標1】 県民一人ひとりが「新しい認知症観」を理解していること		【重点目標1】 県民一人ひとりが「新しい認知症観」を理解していること	
			現況 (令和7年 7月1日現在)	目標値 (令和12年度)	
	プロセス指標	(1) 地域の中で認知症の人と出会い、その当事者活動を支援している市町の数	(1) 12市町	(1) <u>27市町</u>	(1) 12市町
		(2) 認知症サポーターの養成研修に認知症の人が参画している市町の数	(2) 6市町	(2) <u>21市町</u>	(2) 6市町
	アウトプット指標	(3) 認知症希望大使等の本人発信等の取組を行っている市町の数	(3) 8市町	(3) <u>23市町</u>	(3) 8市町
		(4) 認知症サポーターの養成者数及び認知症サポーターが参画しているチームオレンジの数	(4) 認知症サポーター養成者数 263,610人 チームオレンジ設置市町数 22市町	(4) 認知症サポーター養成者数 358,266人 チームオレンジ設置市町数 29市町	(4) 認知症サポーター養成者数 263,610人 チームオレンジ設置市町数 22市町
	アウトカム指標	(5) 認知症や認知症の人に関する県民の基本的な知識の理解度	(5) 51.5%	(5) 76.5%	(5) 51.5%
		(6) 県民における「新しい認知症観」の理解とそれに基づく振る舞いの状況	(6) 県民の理解 33.8% 県民の振る舞いの状況 42.6%	(6) 県民の理解 58.8% 県民の振る舞いの状況 67.6%	(6) 県民の理解 33.8% 県民の振る舞いの状況 42.6%

【重点目標2】

認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること

		現況 (令和7年 7月1日現在)	目標値 (令和12年度)
プロセス指標	(7)ピアサポート活動への支援を実施している市町の数	(7) 7市町	(7) <u>22市町</u>
	(8)行政職員が参画する本人ミーティングを実施している市町の数	(8) 5市町	(8) <u>20市町</u>
	(9)医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している市町の数とその参加者数	(9) 3市町 参加者数 315人	(9) <u>18市町</u> 参加者数 <u>1,890人</u>
アウトプット指標	(10)認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している市町の数	(10) 5市町	(10) <u>20市町</u>
	(11)認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している市町の数	(11) 6市町	(11) <u>21市町</u>
アウトカム指標	(12)地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び県民の割合	(12) 認知症の人の割合 63.2% 県民の割合 27.9%	(12) 認知症の人の割合 88.2% 県民の割合 52.9%

【重点目標2】

認知症の人の生活においてその意思等が尊重されていること

		現況 (令和7年 7月1日現在)	目標値 (令和12年度)
プロセス指標	(7)ピアサポート活動への支援を実施している市町の数	(7) 7市町	(7) 17市町
	(8)行政職員が参画する本人ミーティングを実施している市町の数	(8) 5市町	(8) 15市町
	(9)医療・介護従事者等に、認知症の人の意思決定支援の重要性の理解を促す研修を実施している市町の数とその参加者数	(9) 3市町 参加者数 315人	(9) 13市町 参加者数 1,365人
アウトプット指標	(10)認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる認知症の人の意見を反映している市町の数	(10) 5市町	(10) 15市町
	(11)認知症施策に関して、ピアサポート活動等を通じて得られる家族等の意見を反映している市町の数	(11) 6市町	(11) 16市町
アウトカム指標	(12)地域生活の様々な場面において、認知症の人の意思が尊重され、本人が望む生活が継続できていると考えている認知症の人及び県民の割合	(12) 認知症の人の割合 63.2% 県民の割合 27.9%	(12) 認知症の人の割合 88.2% 県民の割合 52.9%

【重点目標3】 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること		現況 (令和7年 7月1日現在)	目標値 (令和12年度)	【重点目標3】 認知症の人・家族等が他の人々と支え合いながら地域で安心して暮らすことができること		現況 (令和7年 7月1日現在)	目標値 (令和12年度)
プロセス指標	(13) 部署横断的に認知症施策の検討を実施している市町の数 (14) 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及びKPIを設定している市町の数 (15) 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	(13) 8市町 (14) 5市町 (15) 15,901人 (累計) (令和6年度実績)	(13) <u>23</u> 市町 (14) <u>20</u> 市町 (15) 31,844人 (累計) (令和11年度実績)	プロセス指標	(13) 部署横断的に認知症施策の検討を実施している市町の数 (14) 認知症の人と家族等が参画して認知症施策の計画を策定し、その計画に達成すべき目標及びKPIを設定している市町の数 (15) 医療・介護従事者に対して実施している認知症対応力向上研修の受講者数	(13) 8市町 (14) 5市町 (15) 15,901人 (累計) (令和6年度実績)	(13) 18市町 (14) 15市町 (15) 31,844人 (累計) (令和11年度実績)
アウトプット指標	(16) 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している市町の数 (17) 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 (18) 基本法の趣旨を踏まえ認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町の数 (19) 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	(16) 13市町 (17) 5事業者 (18) 10市町 (19) 2,333件 (令和6年度実績)	(16) <u>28</u> 市町 (17) 30事業者 (18) 29市町 (19) 2,450件 (令和11年度実績)	アウトプット指標	(16) 就労支援も含めて個別の相談・支援を実施していることを明示した認知症地域支援推進員や若年性認知症支援コーディネーターを設置している市町の数 (17) 認知症バリアフリー宣言を行っている事業者の数 (18) 基本法の趣旨を踏まえ認知症ケアパスの作成・更新・周知を行っている市町の数 (19) 認知症疾患医療センターにおける認知症関連疾患の鑑別診断件数	(16) 13市町 (17) 5事業者 (18) 10市町 (19) 2,333件 (令和6年度実績)	(16) 23市町 (17) 30事業者 (18) 29市町 (19) 2,450件 (令和11年度実績)

		アウトカム指標	(20) 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合	(20) 79.8%	(20) 100.0%		アウトカム指標	(20) 自分の思いを伝えることができる家族、友人、仲間がいると感じている認知症の人の割合	(20) 79.8%	(20) 100.0%
			(21) 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合	(21) 50.1%	(21) 75.1%			(21) 地域で役割を果たしていると感じている認知症の人の割合	(21) 50.1%	(21) 75.1%
			(22) 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び県民の割合	(22) 認知症の人の割合 66.4%	(22) 認知症の人の割合 91.4%			(22) 認知症の人が自分らしく暮らせると考えている認知症の人及び県民の割合	(22) 認知症の人の割合 66.4%	(22) 認知症の人の割合 91.4%
				県民の割合 28.4%	県民の割合 53.4%				県民の割合 28.4%	県民の割合 53.4%
			(23) 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考える認知症の人の割合	(23) 92.0%	(23) 100.0%			(23) 認知症の人の希望に沿った、保健医療サービス及び福祉サービスを受けていると考える認知症の人の割合	(23) 92.0%	(23) 100.0%
		<p>数値目標（KPI）は、国の認知症施策推進計画を踏まえて、県の現状により設定しました。今後、国において具体的な調査方法やKPIに基づく認知症施策の評価の在り方が検討され、改めて設定された場合はその関連指標を踏まえて、見直しします。</p>				<p>数値目標（KPI）は、国の認知症施策推進計画を踏まえて、県の現状により設定しました。今後、国において具体的な調査方法やKPIに基づく認知症施策の評価の在り方が検討され、改めて設定された場合はその関連指標を踏まえて、見直しします。</p>				